

医制百年史からみた歯科と鍼灸に関する医事*

谷津三雄** 原田さえ子** 武田和久** 吉井秀鏑**

厚生省医務局編¹⁾：医制百年史（昭和51年刊）の年表によると明治元年3月8日、明治新政府西洋医術採用方公許、同年6月26日、旧幕府医学所の跡を以て創めて医学所を興す（医学所を以て医学校とす）。同年10月17日長崎精得館を長崎府医学校（校長 長与専斎）と改称、同年11月17日医学校を東京府に属す。なおこの年、7月17日に江戸を東京と改称。

明治2年2月12日、政府相良知安らの進言によりドイツ医学の採用を決定す。同年12月15日大学校を大学とし開成学校を「大学南校」とし医学校を「大学東校」と改称。明治3年10月25日、大学に皇漢医道御用掛を設置。明治4年7月18日、大学を廃し文部省を設置。同年11月12日、長与専斎、岩倉特使の随員とし欧米の医事制度調査のため出発。明治5年2月11日文部省に医務課を設置。明治6年3月4日、長与専斎欧米の医事制度調査から帰国。3月23日、文部省医務課を医務局に昇格。6月13日、長与専斎医務局長となる。11月10日、内務省を設置。12月27日、医制の稿が成り太政官に医制施行方を上申。明治7年3月2日、医制施行につき太政官に伺う。3月7日左院、医制は三府にて徐々に施行方及び各地方については当分見合せる旨を決議。3月12日、太政官より医制を三府にて先以って実施すべき旨を許可。

8月18日、医制（76条）を東京、京都、大阪の三府に布達し、これが、わが国の近代的衛生行政の濫觴である。8月23日、医務取締（医制7条）設置を東京府に布達。なお、この年における医師数は28,262人、うち西洋医5,247人であった。

明治8年1月23日、陸軍軍医条例を制定。2月10日医術開業試験（医制37条）の施行について三府に布達。5月14日、医制を改正。医制（55条）を三府に布達。6月28日、衛生行政事務を文部省より内務省に移管。7月4日、内務省に第七局を設置し衛生事務を所管。7月17日、第七局を衛生局と改称し、庶務、製表、売薬、種痘、出納の五課を置く。12月25日、薬舗、開業試験の施行につき東京、大阪、二府に布達。明治9年1月12日、医師開業試験に関し府県に布達。4月27日、衛生局雑誌を発行。これが、わが国最初の衛生行政雑誌である。7月10日、脚気病院を設立し洋方と漢方医が治療にあたった。時の人はこれを評して漢洋の脚気相模と呼んだ。

明治10年4月12日、東京医学校、東京開成学校を合併し「東京大学」を創設、医学校を医学部と改称。5月3日、佐野常民ら戦地に病院を設け傷病兵の救護にあたる。博愛社と称す。これが日本赤十字社の濫觴である。

これら明治元年から同10年に至る医事事項にもとずき興味ある二・三の史実を述べ歯科史医学および東洋医学史上の資料に供したい。

興味ある二・三の医事事項

厚生省医務局編「医制百年史」資料編（昭和51年刊）の20～21ページの明治2年2月当時の大学

* The Matter of Dentistry, Acupuncture and Moxa Cautery appearing in "The History of the Medical System for a hundred years"

** Mitsuo YATSU, Saeko HARADA, Kazuhisa TAKEDA, Hidetoshi YOSHII: Department of Anesthesiology Nihon University School of Dentistry at Matsudo 日本大学松戸歯学部麻酔学教室

規則の学科をみると、教科、法科、理科、文科などの現在の進学課程にあたるものの他に医科の本科としての解剖学、厚生学、原病学、薬物学、毒物学、病屍解剖学、医科断訴学、内科外科及雑科治療兼摂生法に分類されている。

医学校規則（明治2年11月）は32章よりなるが、現在と対比して示すと次のごとくになる。

第4章：医学校は5年を以て期限となし内科及外科の医生を十分成業せしむ。

第5章：新生徒を撰挙するは1年に1回と定む。年齢16歳以上概略日本の學術を研究せる者を試問して入学せしむ。

第6章：半年期の終り毎に大試問を行ひ其成績を文部卿に録上す。

第8章：年終毎に1年間の行跡及び其得る所の成績に随て階級を進める。

第9章：學業を怠惰し及び不行跡なる者は退學を命ず。

第10章：毎日必ず教師の講義及び教官の復講に出席す可し……

第29章：半年期の學課を了り、學術進歩する者には其階級により褒賞として治療書外科器械等を賜ふ。

第30章：医学校に於て5年の終り大試業を行ひ公議の上一等學士（ドクトル）の免状を与ふる者は医の真たる者にして學士の通義具ふるものとす。但し予備學より醫學に至る諸科の講義盡く其試問を遂げしめ之を一巻の書に録して以て成業校を辞する時醫學許状となして与ふ假令一科を闕くも之を与ふることを許さず……

第31章：5年の終り及第せざる者は又1年課を踏ましめ試問を行ひ及第せざる者は更に1年を加ふ此時に至りて及第せざる者は第15章の則に従て之を処置す可し。

などは全く今日の醫學、齒學における教授要綱の規則と類似し、おそらくこの規則が起源とも考えられる。

なお、明治3年の大學東校の學科目をみると解剖學（記載頭微檢査並比較解剖）、生理學、藥性學、病體解剖（學說試驗）、毒物學病理學、治療學（内科、外科、産科、婦嬰科、眼科、中科鍼

科、電氣科、梅毒科、軍務医事、断訴医事、古今經驗及摂生法）があげられていた。特に中科鍼科が治療學の中に含まれていたことは、あまり知られていない。これは、日本東洋醫學史上貴重な史実である。

次に、医制76条（明治7年8月18日布達）より興味ある医事について摘録し参考に供したい。

第13条：医学校ハ豫科3年本科5年ヲ以テ學課ノ満期ト定ム、豫科入学ハ14歳以上18歳以下ニシテ小学卒業ノ證書ヲ所持スル者ヲ撰ヒ體質ヲ檢シテ之ヲ許ス。入学免許ノ時期ハ毎年二次期日ヲ定メ3箇月前之ヲ報告スヘシ

第14条：本科入学ハ25歳以下ニシテ豫科卒業ノ證書ヲ所持スル者ニアラザレバ之ヲ許サス……本科課目ハ解剖學、生理學、病理學、藥劑學、内科、外科、公法醫學、（裁判醫學及ヒ護健法ヲ謂フ）とあり、新しく公法醫學、護健法などの名称がみられる。

右ノ學科ヲ卒フル後ハ大試業ヲ遂ケ醫學卒業ノ證書並ニ醫學士ノ称号ヲ与フ。

第37条：醫師ハ醫學卒業ノ證書及ヒ内科外科眼科産科等専門ノ科目2箇年以上実験ノ證書（從來所就ノ院長或ハ醫師ヨリ出スモノ）ヲ所持スル者ヲ檢シ免状ヲ与ヘテ開業ヲ許ス……（医制発行後凡ソ10年ノ間）ニ開業ヲ請フ者ハ左ノ試業ヲ経テ免状ヲ受クベシ

解剖學大意、生理學大意、病理學大意、藥劑學大意、内外科大意、病狀処方並手術……産科、眼科、整骨科及ヒ口中科等専ラ一科ヲ修ムル者ハ各其局部ノ解剖生理病理及ヒ手術ヲ檢シテ免状ヲ授ク

第41条：醫師タル者ハ自ラ藥ヲ与エルコトヲ禁ス、醫師ハ処方書ヲ病家ニ附与シ相当ノ診察料ヲ受クヘシ……外科、眼科、産科、口中科等ハ手術ノ大小難易ニ由テ其料ヲ定ムベシ……ニ等醫師ハ願ニヨリ藥舗開業ノ假免状ヲ授ケ調藥ヲ許ス

第45条：施治ノ患者死去スル時ハ醫師3日以内ニ其病名経過ノ日数及ヒ死スル所以ノ原因ヲ記シ（虚脱痙攣、窒息等ノ類ヲ謂フ）醫師ノ姓名年月日ヲ附シ印ヲ押シテ医務取締ニ出スヘシ

第53条：鍼灸灸治ヲ業トスル者ハ内外科医ノ差

図ヲ受ルニ非サレハ施術スヘカラス若シ私カニ其術ヲ行ヒ或ハ方藥ヲ与フル者ハ其業ヲ禁シ科ノ輕重ニ応シテ処分アルヘシ

最近、鍼か針かの異論があるが、わが国最初の医事法制である医制からみれば鍼の方が正しいと思われる。

なお、医制は明治8年5月14日に改正され55条となったが改正前の第37条は第19条に、第53条は第32条になっただけで内容については変更はない。

また、医師開業試験ヲセシム（明治9年1月に内務省達乙第5号各県）の試験科目も改正前、第37条、改正後の第32条と変わりなく「産科，眼科，口中科，等専ラ一科ヲ修ムルモノハ各其局部ノ解剖生理病理ノ大意及手術ヲ検シテ免状ヲ授クベシ。」となっている。

次いで、医師試験規則（明治12年2月24日内務省達甲第3号）が布達されたが第2条に「医術ヲ開業セント欲スルモノハ医術ノ科目（内外科，専門内科，専門外科及ヒ産科，眼科，齒科等）開業ノ場所ヲ記シタル願書ニ其修学履曆書並教師ノ證書ヲ添ヘ管轄廳ニ願出テ試験ヲ請フヘシ」と決められ，口中科に変わり齒科が初めて公文書に現われた。

さらに、医師開業試験規則（明治16年10月23日太政官布達第34号）が「今般第三拾五号ヲ以テ医師免許規則布告相成候ニ付医術開業試験規則別冊ノ通定メ明治17年1月1日ヨリ施行ス，但明治12年2月内務省甲第3号布達ハ同日ヨリ廃止ス」とあり，その第三条：内務卿ハ医術開業試験ヲ舉行スル毎ニ官立及ヒ府県立医学校病院ニ従事スル者又ハ地方ニ於テ學術名望アル医師理化学者等ヲ選ビ試験委員ヲ命スベシ。但齒科医術開業試験ニ於テハ齒科医一名ヲ試験委員ニ加フルコトアルベシ

第五条：医術開業試験ハ之ヲ二期ニ分チ前期試験後期試験トス前後二期ノ試験ヲ同時ニ受クルコトヲ得ス

但齒科医術開業試験ハ全科一時ヲ受クルモノトス

第七条：齒科試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

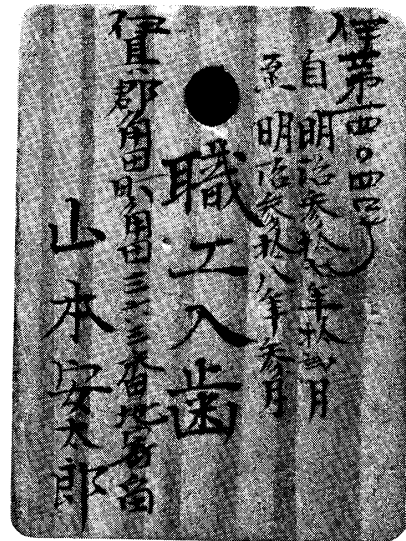


図 1

- 第一 齒科解剖及生理
- 第二 齒科病理乃治術
- 第三 齒科用藥品
- 第四 實地試験

第八条の（追加）では，但齒科医術開業試験ハ二箇年以上修学セシ者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス（明治17年1月31日太政官布達第2号）

第十四条：医術開業試験ヲ受クル者ハ試験開場ノ前日迄ニ左ノ手数料ヲ納ムヘシ

前期試験手数料，金三円，後期試験手数料金五円，齒科試験手数料，金五円，

この医術開業試験規則（明治16年10月23日）に次いで医籍編制ニツキ達（明治16年12月28日内務省達乙第50号府県）が医籍編制候に付，左の書式に照準し来17年1月1日現在医師の氏名等取調同年3月限り可差出此旨相達候事が布達されている。

なお，書式は受験地名，受験年月，免状授与年月日，住所，本籍，族，生年月，氏などになっている。

さらに，明治18年3月23日，内務省達甲第七号各府県宛に，「入歯，齒拔，口中療治，接骨等營業者取締方」が「入歯，齒拔，口中療治，接骨等營業之者ハ明治16年10月第34号布達ニ據リ医術開業試験ヲ經ルニ非サレハ新規開業不相成候條從來之營業者ハ此際各地方廳ニ於テ鑑札ヲ付與シ相当之取締法相立可申此旨相達候事，更ニ本文手續ヲ

為スニ及ハス」と布達され、幾多の変遷を経て明治39年5月2日、法律第48号で歯科医師法が制定された。なお、この鑑札は常に携帯することが義務づけられていた。

写真に示すものは、 $6 \times 4.5 \times 1$ cm の木の鑑札で携帯に便利のように穴があき表（図1）は毛筆で書き裏面は伊具郡役場と焼印である。

結 び

厚生省医務局編、医制百年史（資料編）（昭和

51年9月刊）を参考資料とし、医制76条を中心とし、明治元年から歯科医師法（明治39年5月22日）の発令までの期間における医事一般、とくに歯科と鍼灸に関する医事について調査し日本における歯学史および東洋医学史研究の一端とした。

文 献

- 1) 厚生省医務局編：医制百年史（資料編）東京，ぎょうせい，昭和51年。